

静岡県	特定非営利活動法人 福祉のまちづくり市民ネット ワーク	浜松市南区東若林町1220番地の5 053-448-7119	・議録作成 ・ホームページ作成及び更新 ・名刺作成 ・機関紙作成 ・DM発送作業 ・アンケート集計及び報告書作成
愛知県	特定非営利活動法人 電気仕掛けの仕事人	岡崎市美合町字三田19番地8 0564-54-5331	・DTP 執筆、画像処理、イラスト制作、文書校正 ・Web制作 デザイン、コーディング、画像処理 ・情報処理 プログラミング、データベース構築
大阪府	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 06-6767-9981	・システム開発業務 ・Webサイト制作業務 ・DTP業務 ・データ入力、集計、管理業務 ・CD-ROMコンテンツ制作業務
	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会	大阪市西成区出城2-4-10 06-6563-6564	・クリーニング業務 ・データ入力、名刺作成業務 ・軽作業業務
兵庫県	特定非営利活動法人 ネビオン	神戸市須磨区妙法寺岩山1056-1 078-741-1120	・縫製加工 ・織布製造 ・木工製品製造 ・ほう材梱包・出荷準備 ・あんまマッサージ
長崎県	社会福祉法人 出島福祉村	長崎市岩川町2番3号 095-892-3600	・びわ茶の製造 ・コーヒーの製造 ・印刷物の製造 ・ホームページの作成及びメンテナンスの業務
熊本県	特定非営利活動法人 在宅就労支援事業団	熊本市中央区九品寺5丁目9番1号 096-375-7900	・宛名書き(毛筆・ペン字)(挨拶状、年賀状、暑中見舞い) ・携帯灰皿作成、手提げ袋作成、封筒作成 ・切手・シール貼り作業、郵便番号仕分け作業 ・ノベルティー作成、サンプル作成、箱作成 ・梱包作業、チラシ・パンフレット折り作業、封入作業 ・データ入力作業、テープ起こし作業、デザイン作成、オペレーション作業 ・検品作業、紐通し作業、和裁・洋裁作業
宮崎県	社会福祉法人恵佼会	宮崎市祇園一丁目50番地 0985-31-6441	・ホームページの作成・更新 ・エクセルを利用したデータベースにかかるデータ入力、パワーポイントの作成、ワードによる文章入力 ・印刷物の版下作成、各種のデータ入力、テープ起こし

<作成> 厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

ホームページ：www.mhlw.go.jp

(優先調達推進法関係のページ)

www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yuusenouchoutatsu/

3 相談支援の充実等について

(1) 計画相談支援の対象者に係る経過的な取扱いについて

サービス等利用計画については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成 24 年度から段階的に対象を拡大し、平成 27 年 3 月末までに原則として全ての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等を対象とする取扱いとしている。

計画相談支援の対象者の拡大方法について、市町村における年次計画の策定や個別の対象者の選定に当たっては、

①新規利用者

②特に支援が必要と認められる者（障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者など）

③施設入所者

を優先して拡大する対象とした上で、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間についても勘案しつつ判断すべきものとしている。

(※) なお、施設入所支援の利用者が、就労継続支援又は障害程度区分が低い者に係る生活介護を組合せで利用する場合は、原則、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を前提に認めることとされており、当該組合せに係る平成 24 年 4 月以降の新規利用者は、サービス等利用計画の作成が必須である。

各自治体において策定された第 3 期障害福祉計画では、平成 26 年度における各月の計画相談支援の平均利用者数は全国で約 19 万人と見込まれており、それを踏まえた相談支援の提供体制の構築を行っていく必要がある。

(※) 第 3 期障害福祉計画（計画相談支援）における各月の平均利用者数

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
68,302 人	123,272 人	188,616 人

(注) 福島県を除く

今後、各市町村において、相談支援の提供体制について検討を行っていくためには、年次計画や個別の対象者の選定方法等をしっかりと定めた上で、より精緻な利用者数を推計することが重要となってくる。

各都道府県においては、管内の市町村に対し、

①サービス等利用計画については、平成 27 年 3 月末までに原則として全ての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等が対象となること

②計画相談支援の対象者の拡大方法について、年次計画や個別の対象者の選定方法を定める必要があること

③継続サービス利用支援(モニタリング)について、設定する際の勘案事項や、標準的な期間として厚生労働省令で定めるモニタリング期間の考え方を再度、周知徹底することで、市町村がより精緻な利用者数を推計できるよう必要な支援を行っていただきたい。

加えて、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である自立支援協議会へも報告することで課題を共有するとともに、適宜、地域の相談支援事業者に対しても情報伝達し、より密接な連携を図っていただくようお願いする。

(※) このような取組を通じて、各市町村においても、相談支援事業所の新規指定や相談支援専門員の増員等に係る検討が可能となり、各都道府県が実施する相談支援従事者研修への受講者の推薦等、都道府県との連携が効果的なものになると考えられる。

また、各都道府県においても、((2)で後述する地域相談支援を含め)

①管内市町村が推計した利用者数や、相談支援専門員に係る管内市町村における需要(ニーズ)を基に、各都道府県内で計画相談支援のために必要となる相談支援専門員の人数を検討するとともに、

②検討結果を踏まえ、今後の相談支援専門員の養成方法(各都道府県が実施する相談支援従事者研修の回数や定員など)

等を含めた実行計画(アクションプラン)の作成及び実績を踏まえた適宜の見直しをお願いする。

【参考】●●県●●市の取組(平成24年8月下旬:聞き取り)

(基礎データ)

人口:約10万人弱(うち、計画作成対象者:約800人)

相談支援事業所数:4事業所

(取組内容)

◇自立支援協議会の専門部会において、3か月先に更新時期を迎える者のリストを基に、計画作成対象者を決定。

(リストアップ作業は平成24年2月(平成24年4月分)から開始)

◇サービス量の多い者やサービス等利用計画を基にしっかりと支援すべき者を優先し、毎月40件程度が計画作成対象者となっている。

◇主なサービス利用者は平成24・25年度中に対応し、平成26年度を微調整用としているが、新規利用者は全員を計画作成対象者としている。

なお、厚生労働省においても、これまでに寄せられた計画相談支援に係る疑義照会を中心に、計画相談支援の適正な実施に資することを目的としたQ & Aを作成する等の対応を行っていくことを予定している。

(2) 地域相談支援の着実な実施等について

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日から地域相談支援として、障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院する障害者に住居の確保その他地域生活へ移行するための活動に関する相談等の支援を行う「地域移行支援」及び居宅において単身等で生活する障害者に対して常時の連絡体制を確保し緊急の事態等に相談等の支援を行う「地域定着支援」が創設されたところである。

各自治体が定める第 3 期障害福祉計画においては、障害者支援施設等に入所・入院している障害者の数や地域で単身で生活している障害者の数などを勘案し、平成 24 年度から平成 26 年度までの間に、地域移行支援は 45,244 人※、地域定着支援は 32,212 人※が利用することが見込まれている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活の定着を着実に進めるため、衛生主管部局とも連携を図りつつ、計画的な地域相談支援の提供体制の整備をよろしく願います。

※ 利用者が給付決定の有効期間利用すると仮定した場合の全国合計数（福島県分を除く）

(参考) 第 3 期障害福祉計画におけるサービス見込量（全国値（福島県分を除く））

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	6,290 人	7,496 人	8,836 人
地域定着支援	7,973 人	10,877 人	13,362 人

※ 地域移行支援、地域定着支援いずれも各月の利用者数の平均

② みなし指定一般相談支援事業者の指定申請について

平成 24 年度以前に指定を受けていた相談支援事業者は、制度施行の際に地域相談支援を担当する指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなす（以下、「みなし指定一般相談支援事業者」という。）こととされたところであるが、当該指定は平成 25 年 3 月 31 日までの間に指定一般相談支援事業者の指定申請をしないときには、その効力を失うことになる。

このため、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、みなし指定一般相談支援事業者の指定申請の状況を適宜把握しつつ、平成 25 年 3 月末日までの間に計画的に指定申請が行われるよう、個々の事業者に申請を促すなどきめ細かな対応をお願いする。

③ 自立支援協議会の積極的な活用について

障害者支援施設等からの地域生活への円滑な移行を促進するためには、地域相談支援の提供体制の計画的な整備とあわせて、地域の社会資源の開発・改善を担う「自立支援協議会」の積極的な活用が重要である。このため、自立支援協議会の中に障害者支援施設、精神科病院、相談支援事業者、保健所など障害者の地域移行に関連する関係機関・関係者等で構成される専門部会（例：地域移行支援部会、退院支援部会など）を設け、障害者の地域移行の促進等に関する課題の共有や障害者向けの地域移行に関するパンフレットの作成等の取組を推進するなど、特段の御配慮をお願いしたい。

（３）自立支援協議会の活性化について

自立支援協議会については、障害者自立支援法において、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの」とされており、その設置の促進や運営の活性化を図るため、平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法において法定化されている。

この法定化の趣旨を踏まえ、これまで未設置だった市町村においては、改めて自立支援協議会の設置の検討を行うとともに、既に設置済みの市町村及び都道府県においても、前述の地域移行支援部会（３（２）の③）や後述の権利擁護部会（４の（２））、障害児の支援に取り組む子ども部会など、課題別の専門部会を設置すること等により、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取組を行い、地域における障害者等の支援体制の整備を進めることが必要である。

（※）被災 3 県を除く「44 都道府県 1,619 市町村」を調査対象とした平成 23 年 4 月時点での調査結果では、都道府県の自立支援協議会は全都道府県で設置されており、市町村の自立支援協議会においては、設置市町村の割合が 89%と年々増加傾向にある。

自立支援協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくこととなるが、設置運営の責任主体である都道府県及び市町村においては、自立支援協議会の場で明らかになった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源も含めた地域における障害者等の支援体制の整備に努めていただきたい。

また、平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法において

- ①自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画が明確化されたこと
- ②協議会の設置を各都道府県及び市町村の任意設置から努力義務とされたこと

等の改正を踏まえた今後の体制整備等についても、あわせて準備を進められたい。

加えて、本年 10 月の障害者虐待防止法の施行を踏まえ、自立支援協議会の場などを通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制の構築にも努めていただきたい。

（４）身体・知的障害者相談員について

身体・知的障害者相談員については、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、市町村が行う障害者等へのピアカウンセリングの実施や、相談支援事業者による計画相談支援、地域移行支援・地域定着支援を提供するに当たって、当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなど、その役割は今後一層期待されるところである。

地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたところであり、平成 23 年 8 月に、当該内容を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年 4 月より施行されている。

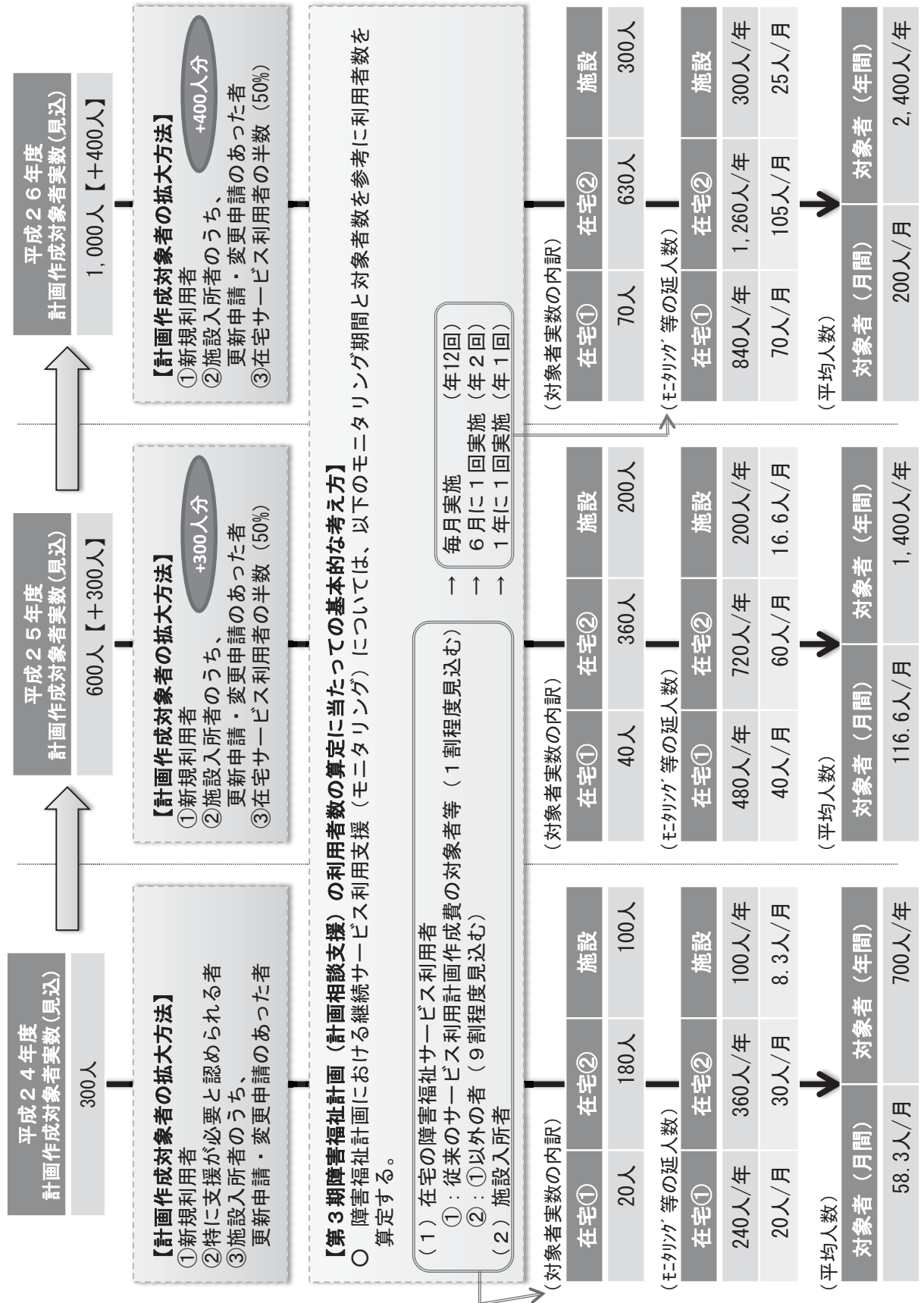
各都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合には都道府県自ら委託するなど、適切に対応していただくとともに、管内市町村に対し、身体・知的障害者相談員による相談援助の充実が図られるよう必要な助言を行うなど、特段の御配慮をお願いする。

また、平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法及び身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の一部改正においても、相談支援の連携体制の整備を図る観点から、

- ① 基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならないこと
- ② 身体・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないこと

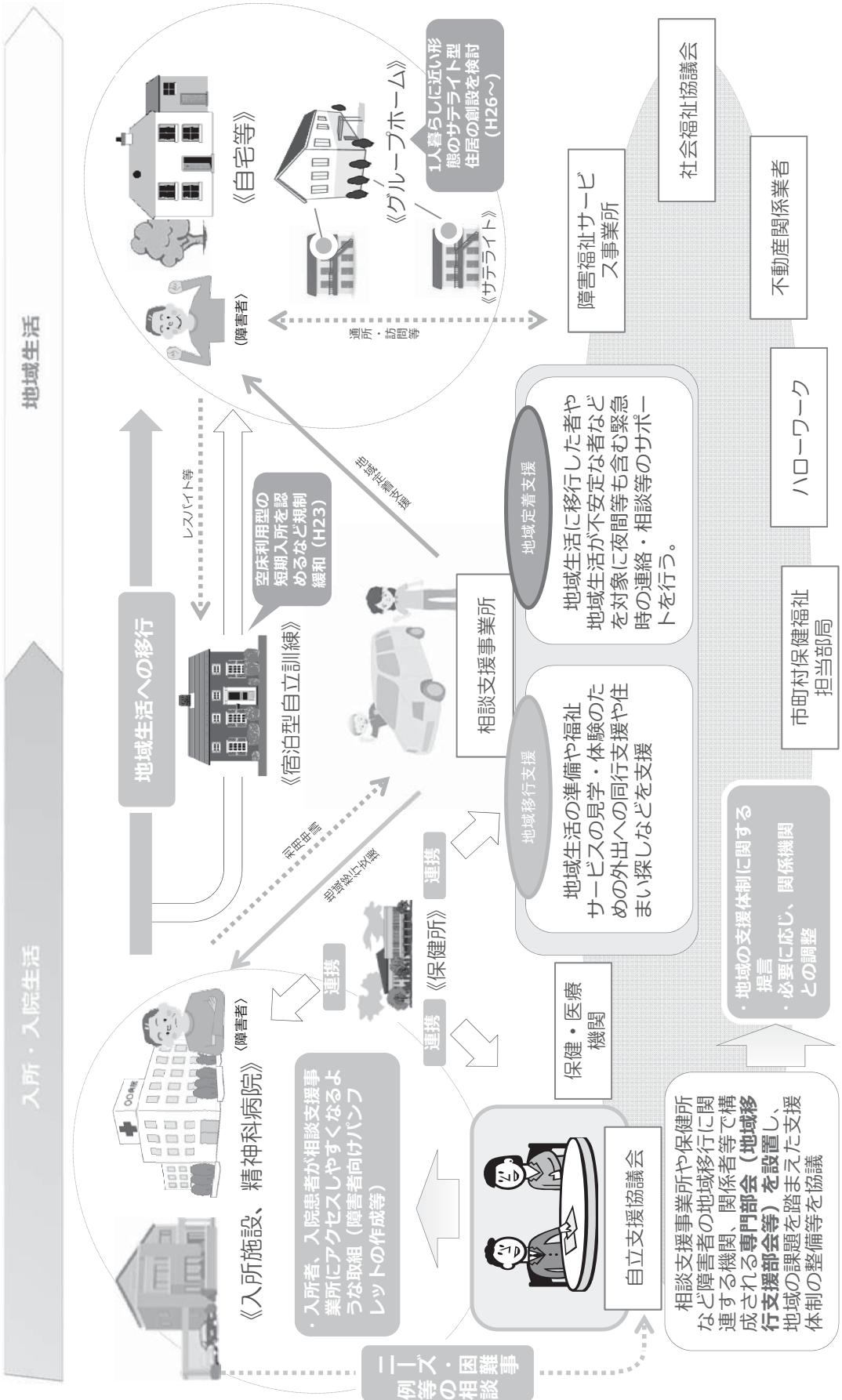
といった規定が盛り込まれたところであり、現在、地域生活支援事業費補助金により各都道府県が実施している「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」における研修会の機会を活用するなどして、相談支援の連携体制の整備に努めていただきたい。

計画相談支援に係る対象者の推計方法（例）



障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

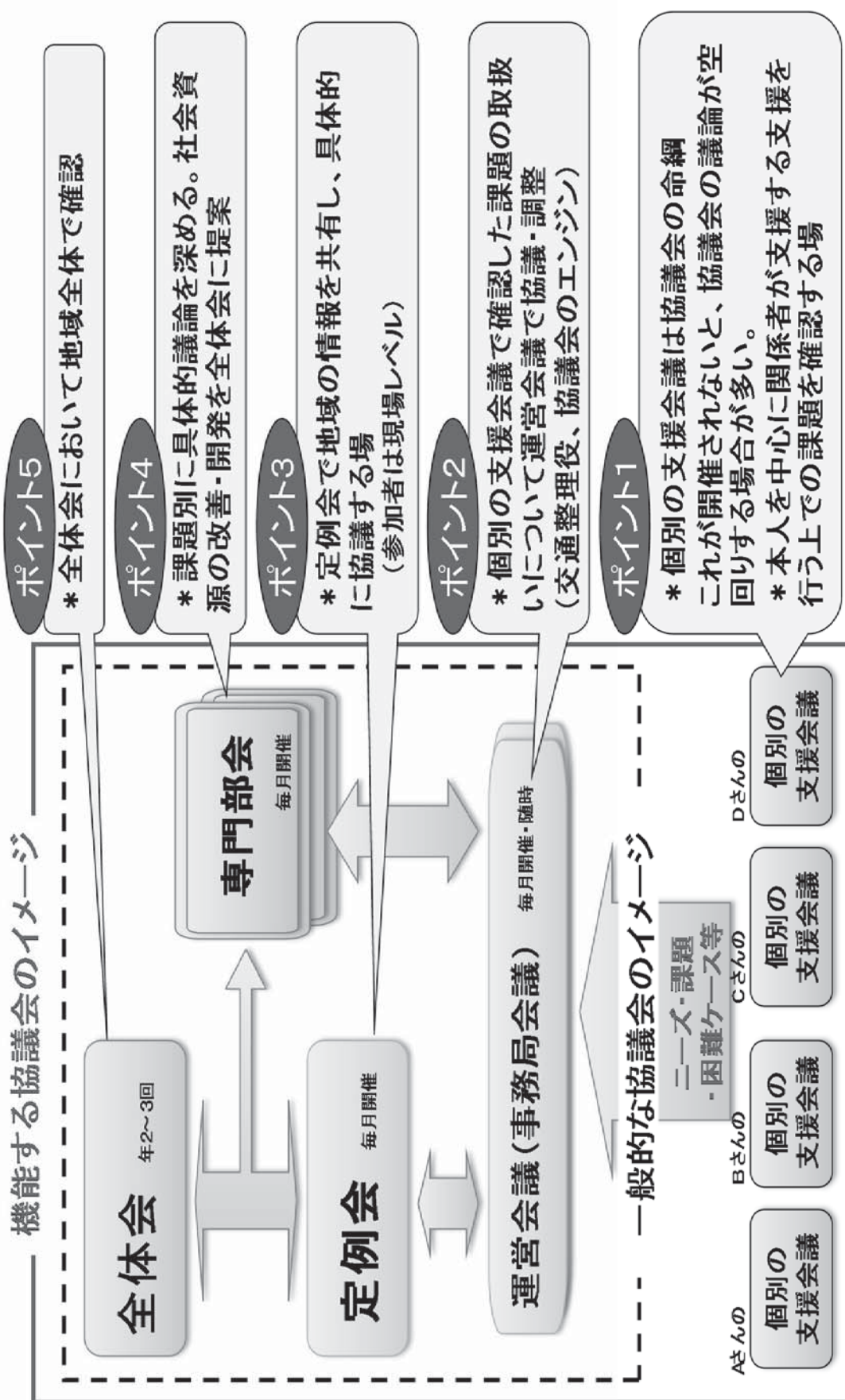
第3期障害福祉計画に基づき、障害者の住まいの場であるグループホーム等や平成24年度からスタートした地域相談支援の提供体制を整備するとともに、地域の社会資源の開発・改善を担う自立支援協議会を積極的に活用すること等により、地域の実情に応じた円滑な地域移行や地域移行後の地域生活を支える体制整備を進める。



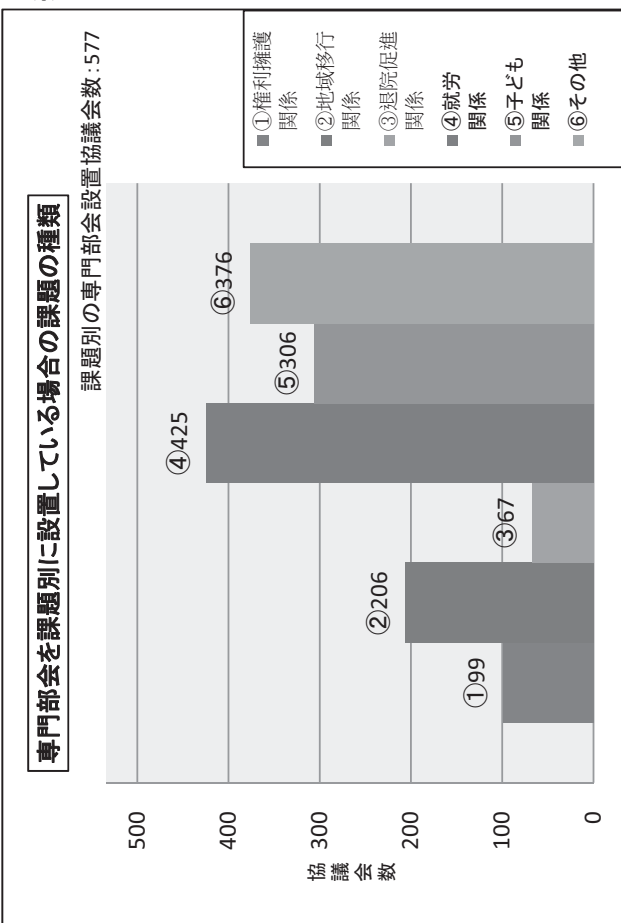
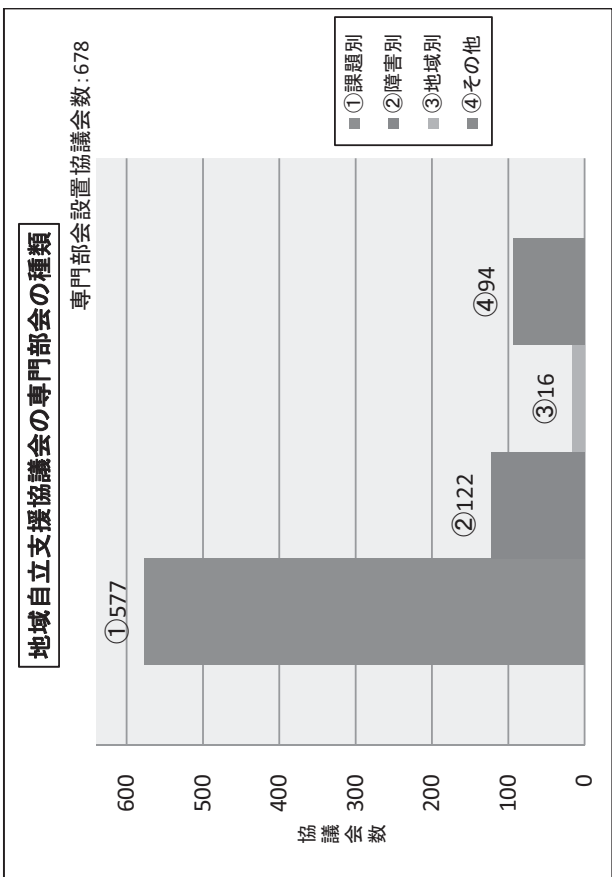
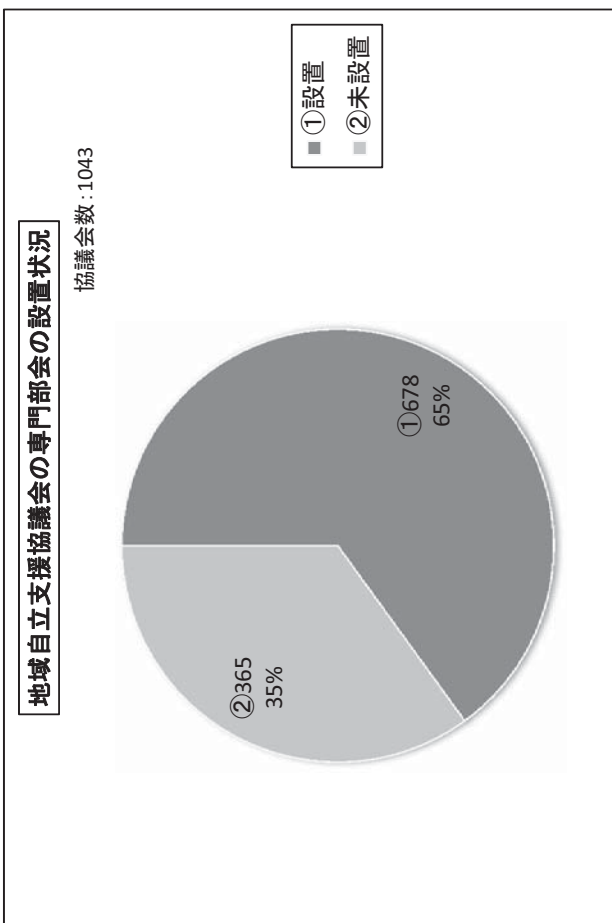
(参考) 機能する協議会のイメージ

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行））

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）



地域自立支援協議会について



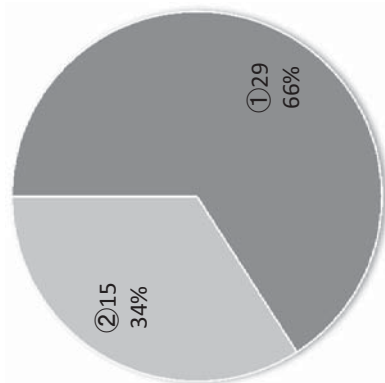
※ 調査対象は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の市町村を除く、1,619市町村

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について（H23.4.1現在）」

都道府県自立支援協議会について

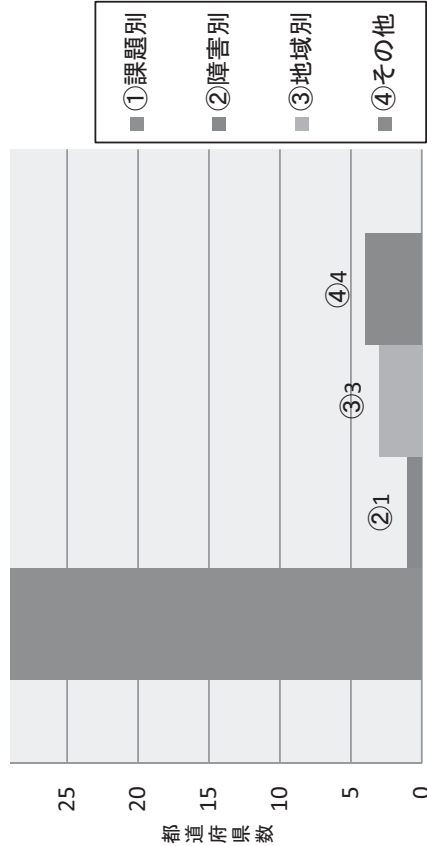
都道府県自立支援協議会の専門部会の設置状況

設置都道府県：44



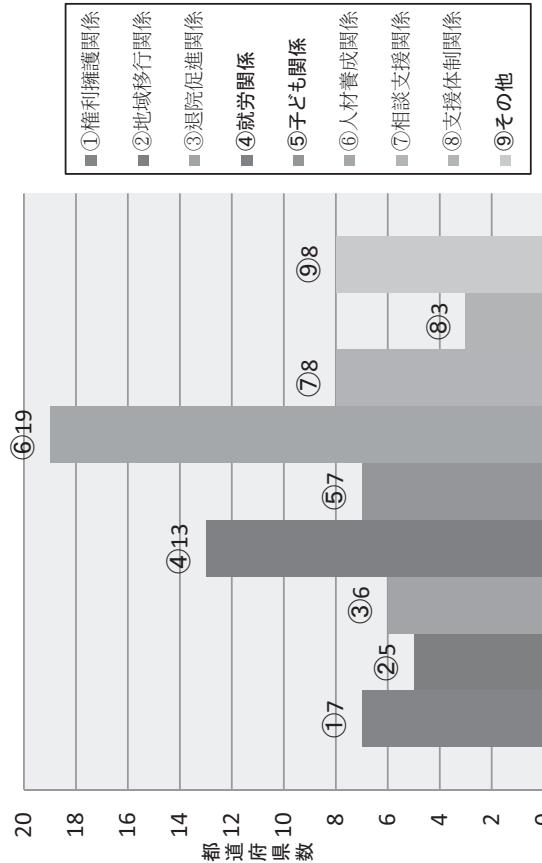
都道府県自立支援協議会の専門部会の種類

専門部会設置都道府県：29



専門部会を課題別に設置している場合の課題の種類

専門部会設置都道府県：29



※ 調査対象は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く、44都道府県

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について（H23.4.1現在）」

4 障害者虐待防止対策について

(1) 障害者虐待の早期発見・早期対応への取組について

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成23年6月24日に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が本年10月1日に施行されたところである。

障害者虐待防止法の着実な施行のためには、

- ①養護者や障害者福祉施設従事者等の職員及び使用者から障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村や都道府県に通報しなければならないという義務が生じること
- ②通報や虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口として、「都道府県障害者権利擁護センター」や「市町村障害者虐待防止センター」などが設置されていること

等を広く周知することが、障害者虐待の早期発見・早期対応に有効である。

(※)「市町村障害者虐待防止センター」等の名称を使用することは法律上の義務ではないが、適切な支援につなげるためにも、例えば、障害福祉担当部局が通報・届出の窓口となる場合には、その部局が法律上の「市町村障害者虐待防止センター」であることを広く周知することが必要となる。

また、教育や医療等の所管部局とも連携し、

- ①障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないこと
- ②障害者福祉施設の設置者等、障害者を雇用する事業主、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待防止に必要な措置を講ずるものとする

等も広く周知することが、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた対応として重要となってくる。

各都道府県及び市町村においては、休日・夜間においても速やかに通報・届出に対応できる体制を確保するとともに、行政の広報誌や啓発ポスター、パンフレット等を活用して、地域住民や関係機関に対して通報義務や窓口についての周知を図り、併せて障害者虐待の理解や普及啓発を行うことで、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた取組をお願いする。

（２）関係機関との連携体制（虐待防止ネットワーク）の構築について

障害者虐待の防止や早期の対応等を図るためには、都道府県や市町村が中心となって、関係機関との連携協力体制（虐待防止ネットワーク）を構築しておくことも重要である。

（※）想定される虐待防止ネットワーク（例）

①虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

◇地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等から構成される地域の見守りネットワーク。

②サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

◇障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など、虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク。

③専門機関による介入ネットワーク

◇警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク。

これらのネットワークを構築するため、自立支援協議会の下に権利擁護部会を設置するとともに、当該部会に都道府県労働局や警察署にも参加を要請し、定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議を行うこと等により、地域における関係機関のネットワークの強化を図っていただきたい。

なお、過去の虐待事案においては、障害者等が虐待の相談や届出をしたにも関わらず、適切な対応がなされず被害が拡大した事例も報告されているため、通報又は届出を受けた際には、速やかに訪問調査等による事実確認によって必要な情報等の確認を行った後、事案に応じた各関係機関（行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等）が連携・協議を行うことが重要である。

こういった点を中心に、既に示している「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）」を参考にしつつ、現時点において構築されている体制等を再度確認いただきたい。

また、体制の整備を図るに当たっては、制度として先行している高齢者や子どもの虐待防止に対する取組とも連携を図りながら、地域の実情に応じた効果的な体制を講ずることも重要であり、各自治体内の関係部局等との協力関係（連携体制）を強化していただきたい。

(3) 障害者福祉施設等の従事者向けマニュアルの活用について

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止には、管理者や実際に支援に当たる職員など、組織全体での取組が必要であり、そのような観点から、障害福祉施設等で勤務する職員を対象にした「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を作成したところ。

各都道府県及び市町村においては、管内の障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所、また、厚生労働省令で定める事業とされている障害児相談支援事業所及び障害児通所支援事業所等に対して、本手引きを周知するとともに、研修会等の機会を通じて、各施設や事業所内で同手引きの内容について徹底が図られるよう、必要な指導及び助言をお願いする。

なお、障害者虐待防止法や施行令・施行規則（政省令）、関連通知に加え、法の円滑な施行のために作成した各種マニュアル等を厚生労働省ホームページに掲載しているので、障害者虐待の防止と対応並びに広報・啓発の際に御活用いただきたい。

(※) 厚生労働省ホームページ 掲載アドレス

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/gyakutaiboushi/